

特許の判例紹介（大合議判決）
平成 30 年（ネ）第 10063 号
－ 特許法 102 条 2 項・3 項（損害の額の推定）について －

2019年6月17日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

第 1. 事件の概要

平成 30 年（ネ）第 10063 号 知財高裁判令和元年 6 月 7 日

（知的財産高等裁判所特別部）

特許権侵害差止等請求控訴事件

<結論> 控訴棄却（請求一部認容）

名称を「二酸化炭素含有粘性組成物」とする発明に係る 2 件の特許権（特許第 4659980 号、特許第 4912492 号）を有する被控訴人が、控訴人らに対し、特許権侵害の損害賠償請求等を求めた事案。争点は、技術的範囲の属否、無効理由の有無、損害額。原判決は、損害賠償請求の一部を認容したため、控訴人らがこれを不服として控訴した。本判決は、被告各製品は特許発明の技術的範囲に属し、特許の無効理由が存するとは認められないとした上で、被控訴人の損害額について、控訴人らの控訴を棄却した。知財高裁の大合議にて判断された事例。

■ この資料には続きがあります。詳細は当所までお問い合わせください。

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

副所長 弁理士 黒田 敏朗 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<弊所法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。